

【意見招請】 契約・派遣制度に関する外部機関等調査及び契約関連コンサルティング業務

(公示日：2022年1月24日) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.7	1.1.3 外部人材派遣制度の検討	「より良い人材の確保や人材確保のしやすさにつながるような制度設計」について、制度の柔軟化、簡素化、事業内容の多様化への対応以外に、本業務で提言の必要がありますか（例：待遇水準、資格要件等）	単独の外部人材を派遣する方法は現状2通りありますが、手続き面のみならず、例示いただいた条件面（資格要件、手当／報酬水準）も派遣方法により異なっている状況です。新たな制度の検討にあたっては、仕様書案の「3.業務の内容」に示している調査を通じ、受注者にはそれら条件面も含め総合的に提言いただくことを期待しています。
2	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.8	1.2.1. ② 随意契約の要件の検証	「予決令によらない独自の基準を設けている法人等」とは、JICAと同種や同程度の独法等を想定していますか。もしくは、種類や規模は考慮する必要はないでしょうか。	種類・規模は限定しません。仕様書13ページ「3.1.3.他機関の契約・派遣関連制度、実施体制等に関する調査」の脚注10に、現時点でJICAが想定している調査対象機関を記載していますので、ご参照ください。
3	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.13	3.1.2. JICAの契約・派遣関連制度、実施体制等に関する調査	「既存資料」に関して、公表資料以外にJICA内での内部資料の閲覧も想定されていますか。内部資料には、業務フローのようなものは含まれていますか。	業務フローも含む内部資料の閲覧も想定しています。本件受注者と相談の上、調査に必要な内部情報は提供する予定です。
4	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.13	3.1.3. 他機関の契約・派遣関連制度、実施体制等に関する調査	他機関の調査において、調査対象とする機関の数はどの程度を想定されていますか。また、感染者数動向にもよりますが、本事業全体を通して、オンラインによるヒアリング、協議スタイルを前提とすることによってよいでしょうか。	調査対象の機関数について、現時点では国内で4機関程度（国交省は必須、これに加え（国際的な業務を行う）独立行政法人等3機関程度）、国際機関は2機関程度（アジア開発銀行は必須で、USAID等バイラテラルの開発支援機関1機関程度）を想定していますが、調査項目により調査・比較が必要と思われる機関数が増えることも考えられますので、最終的にはJICAと受注者で検討の上、決定します。
5	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.16	3.1.5 調査結果報告書の作成	「策定する提言内容の実現のために、契約関連業務で使用している情報システム等をリプレースする必要がある」といった条件がある場合、その提言は具体性・現実性に欠けるでしょうか（原則、現状のIT基盤の継続使用を前提に提言を策定すべきでしょうか）。	契約関連業務に使用しているシステムを始めとした基幹システムの継続使用を前提とさせていただきます。ただし、現在JICAではDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しており、業務周辺のシステム（オンライン化含む）については個別に導入している例もあるため、提言内容によっては検討の可能性があります。
6	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.17	3.2.2. コンサルティング業務の実施	「調査を通じて得た情報・知見をもとに、契約業務に係る日常的な助言、支援も実施すること。」の期待されるイメージをご教示ください。	調査フェーズで培った知見をもとに、アドバイザー的に、契約等の制度面にかかる助言や支援を行っていただくことを意図して記載していましたが、個別案件における助言や支援は想定しておらず、あくまでも「3.2.2.コンサルティング業務の実施」として列記している業務内容に含まれる事項が対象です。応募者の方に誤解を生じさせないように、本公示に際してこの部分の記載は削除する予定です。
7	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.17	4. 実施体制、業務量目安（想定）	「類似経験年数の目安」として示されている要件は、それぞれの業務に従事する者すべてに対して求められのでしょうか。	あくまでも想定であり、目安です。意見招請実施要領の別紙2「プロポーザルの作成要領」及び「評価表」も参照の上、業務を実施する上で最適と思われる体制を、プロポーザルにてご提案ください。
8	別紙1：業務仕様書(案) (2of2) P.19	5. 業務に係る成果物等及び提出時期	作成・提出する成果物（検査対象）及び業務提出物として明示されたものはすべて電子データとされており、この他業務の過程で作成した資料についても基本的には電子データでの提供と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最終報告書については電子データでの提出の他、印刷・製本版を10部追加することとします。本公示に際して修正します。